

令和8年度鮭川村木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅の所有者に対し、耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、耐震改修計画を作成することにより、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強い村づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性について、一般財団法人日本建築防災協会が定める一般診断法により評価すること
- (2) 耐震診断士 村が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録された者
- (3) 耐震改修計画 耐震診断結果に基づき、補強後の上部構造評点が1.0以上又は0.7以上1.0未満になる補強方法及び概算の経費について住宅の所有者に提案する計画

(対象住宅)

第3条 耐震診断士の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に着工された戸建住宅（伝統的構法を除く。）
- (2) 在来軸組構法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）
- (3) 村内に存する建築物で、自らが所有し、かつ、自らが居住するもの
- (4) この要綱に基づく耐震診断の実施及び耐震改修計画の作成を過去に受けていないもの

(派遣の期間)

第4条 耐震診断士の派遣を行う期間は、令和8年12月28日までとする。

(派遣の申請)

第5条 耐震診断士の派遣を希望する対象住宅の所有者（対象住宅が共有に係るものである場合は、共有者がそれらのものの中から選任した代表者1名をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、鮭川村木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を受領し、その内容を審査し適正と認めるときは、耐震診断士の派遣及び派遣する耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）を決定し、鮭川村木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、決定通知書の内容

を変更することができる。

(派遣の辞退)

第7条 耐震診断士の派遣を決定された申請者（以下、「派遣対象者」という。）は、決定通知書を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに鮭川村木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第8条 村長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他村長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 村長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、鮭川村木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第4号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣診断士の派遣)

第9条 村長は、第6条第1項の派遣診断士を決定したときは、速やかに当該派遣診断士を派遣しなければならない。

(診断結果及び耐震改修計画)

第10条 村長は、耐震診断の結果及び耐震改修計画を鮭川村木造住宅耐震診断士派遣事業耐震診断結果及び耐震改修計画通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。ただし、耐震改修計画は、耐震診断の結果による上部構造評点が0.7未満の場合に限る。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 村長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(派遣診断士の守秘義務等)

第12条 派遣診断士は、当該耐震診断に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断及び耐震改修計画に関し、「令和8年度鮭川村木造住宅耐震診断事業に関する協定書」に定める派遣対象者の負担相当額以外の金銭を受け取ること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(業務の委託)

第13条 村長は、この事業に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。